

平成18年9月14日（木）

日程第58 議案第13号 橋本市章の制定について

○議長（上田順康君）日程第58 議案第13号 橋本市章の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市章の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第59 議案第14号 橋本市民憲章の制定について

○議長（上田順康君）日程第59 議案第14号

橋本市民憲章の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 橋本市民憲章の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第60 議案第15号 橋本市の木及び花の指定について

○議長（上田順康君）日程第60 議案第15号 橋本市の木及び花の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 平林君。

○12番(平林崇行君) 橋本の木、モクセイ、桜、花がサツキということで議案として出していると思いますが、これは橋本市の木が2本、モクセイ、桜とございます。これに関して、どういうふうに2本になったのか。やはり、私としては1本のほうがええんじゃないかと思いますが、いろいろ諸事情があると思います。そして、桜にしてもいろんな種類あるんですよ。しだれ桜もあれば、吉野の桜もあって。というのは、一つ桜で見ますと、少し問題なのが、今、桜の寿命、普通の吉野とかあの辺は五、六十年ですかね。もう市長ご存じのように。よく川原とかにやっていますけれども、あれがやっぱり五、六十年したら枯れてしまうと。そうなれば、やはり根が腐ってきたら、堤防とかそういうふうに弱くなってしまったりとか、いろんな諸問題、山にある分にはいいんですけどね。そういう部分の問題点もいろいろあります。そうして、毛虫の問題とかもいろいろあって、桜は私も大好きですけども、いろんな種類ありますので、全部の種類を指した桜でいくのか、また1つのもののこういう桜ということで行くのか、ちょっとその辺のところ、市民の皆さんに説明できるような答弁をいただけますか。

○議長(上田順康君) 企画経営室長。

○企画経営室長(森川嘉久君) 若干、木、花の制定についてご説明を申し上げます。

市のほうで橋本市市章等選考委員会を設置させていただきまして、それぞれご審議をいただいたわけですが、木、花の選考につきましてはいろんな意見がございました。モクセイ、これは旧橋本市の木でございますけれども、若干ぴんと来ないなというようなご意見もございましたし、桜につきましては落葉するので常緑樹のほうがいいのではない

かというようなご意見もございました。一度、もう一回市内を歩いてみてというような意見もあったわけですが、最終的にモクセイについては旧橋本市で親しまれておると。それから、桜については高野口の庚申山があるわけですが、そちらの高野口公園に植樹がされておりまして、これも名物になっておるとということで、親しまれておるとことの中で、それから桜については日本人の国民性に割と合った木であるということもありまして、そういうことでいろいろ討議があったわけですが、この選考委員会の中では両方を木として認定したいという結論でございました。

それから、桜につきましては議員ご指摘のいろんな桜があるわけですが、ソメイヨシノとかそういう形で樹種を限定するというのは、ほかの自治体においてもあまりないようございまして、一般的な木の名前というのは総称的な木の名前で制定することが皆さんに親しんでいただける意味でもわかりやすいのではないかとこともありますので、そういう形でご提案をさせていただいておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長(上田順康君) 12番 平林君。

○12番(平林崇行君) ありがとうございます。基本的には、モクセイがもともと橋本市、桜が旧高野口町という花の中で、それはそれで私は結構でございます。

私、この質問をさせてもらったときに思ったのは、こないだから天皇家に男の子が生まれ、そしてその木が高野槇と。ただの槇じゃなしに高野槇。高野槇はテレビで皆さんの説明にあるように、ぐっと伸びて、まっすぐ伸びて、長寿というか健やかにという意味での、やはり槇一つにおいてでも、やはり高野という部分の、すばらしいものを私は選んでいた

だいたと。皆さんはどう思っておられるかわかりませんが、やはり私は紀州出身の女性の方が30年、40年後になるであろう天皇陛下の子をご出産になられたということは、私はこの地にとってのものすごく夢が大きく膨らむんですよ。とてもありがたいことです。そのときに、じゃ、橋本市は何をするか。何も今のところ動きがないんですよ。昔でしたら、本当に天皇陛下に、今の生まれたお子さんがつないだ天皇陛下の筋が、和歌山県のあれで筋でつながるんです。ということは、和歌山県は、徳川家以来の一つの大きな事業だと。本当に夢のあることなのに、昔だったら俗にいうちょうちん行列だからね。みんなでまちを挙げて、そういうことがまずない。これはどういうことかなと、私は不思議で不思議ではない。この暗いご時世の中に、この和歌山市に当たった大きな光、一筋の光と違いますよ。大きな光がものすごい当たってるんですよ。名前も、今生まれたお母さんは紀子さんですわね。紀州の紀。これを私は見逃す手はないなと。やはり、その子どもさんが大きくなって、市長、やはり大きくなる前でもそうです。橋本に通って高野へ行ってもらうのも結構ですよ。やっぱりこの紀州に関係を持っていただくためには、やはりしっかりした、高野楨に負けないようなしっかりした、私は市で木、花でもてなすべきやと。そのときに、しっかりとした、通っていただく道には、橋本市の花、木でもてなすような、道路の際とかそんなんであります。いろんなことで、やっぱり、こないだ市長が森林のことで言うてましたわね。何十年、何百年先には、1本売って2本売ったら生活できるやないかと。そりゃ、もう私はええことやと思います。3年か4年前に、ちょっとお名前忘れましたが天皇陛下の娘さんが高野山に泊まったときでも、すごい経済効果があります。

そうでしょう。だから、子どもさんが、天皇家の血筋をつなぐ人が和歌山県から出とるのやから、私はもっと橋本市が歓迎するような、そういうふうなことをこの木、花でもやっていただきたいと思うんですよ。

例えば、子どもさんがどんどんやっていて、有名な紀州のヘラ竿があるんだからそれを献上するなり、私はいろんな方法があると思う。例えば、それで幼少の頃魚釣りをやっていたけど、橋本市のある池に、ヘラブナに来ていただく。どうですか、皆さん。そして、疲れて夜寝るときは、高野口のパイルの毛布で寝ていただく。(笑声) 笑っていますが、これ、可能なんですよ。これを一回使ってもらっただけで、どれだけの、経済効果じゃないですけども、知名度が上がるかと。私はなんべんも言います。紀州の女性が天皇陛下をご出産なされた。紀州はこれからよくなるんだと。私は、もうわくわくしてるんですわ。そのためには、これから天皇陛下になられるだろう40年、50年先のために、今橋本市は準備をしておくべきやと思いますけども。その辺に向かって、この花の制定も決まりましたので、市長、市長がやっぱり先頭になって、こういうことを思ってもらって感じて、だから心で思わなあかんのですよ。思って何をするかということ。本当に、明るく日でも竿と毛布を献上に行くぐらいの気持ちを私は持っていたきたいんですよ。だから、その辺のところ、ちょっと市長。要望じゃだめです。やっぱり花も決まったことやから、しっかりと花でどうする、木でどうするというのを考えてください。

市長、答弁をいただけますか。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平林議員さんの質問でございしますが、本当に素晴らしいアイデアと

も一面とれるわけでございますし、一応今後の課題とさせていただきます、こないだ、お子さんが立派に、旧清水町という伝統ある和歌山県ということも申されました。今度、釣りをできるぐらいの年代になりましたら、釣竿の献上をじきじきに持って行かせてもらうぐらいで、ひとつお許しをいただきたいと思えますし、沿道のいろいろとそういう施設の充実、花木の植栽とかあるでしょうけども、ひとつどうぞ今後の前向きな考えとして、前進的に考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市の木及び花の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）先ほど、一般会計補正予算における富岡議員からのご質問に対し答弁を保留いたしておりました地方特例交付金の確定日について、お答えをさせていただきます。

本年度の地方特例交付金、確定日は7月25日でございます。

以上でございます。

日程第61 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（上田順康君）日程第61 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

32番 井上君。

○32番（井上勝彦君）この指定管理を行わせるための、要するに橋本の社会福祉協議会に委託をするわけなんですけれども、これは高野口の名古曾にあるデイサービスセンターのことかなとは思いますが、間違っていたらごめんなさい。あの施設につきましては、要するに社会福祉協議会に対して、あそこは赤字で助成金がかかり市のほうからも歳出していかならんと思うんですけど、管理運営その他についてですね。社会福祉協議会の事業内容というんですか、全部が全部、社協が十分な経営というのか、ほかにも指定管理者制度に基づいて、社協だけじゃなしに募集を募って、充実させていくというのか、そのためにそういう募集要項というのを広く求めたのか。ただ、社会福祉協議会にぽっと出てきたのか。そこらをちょっとお聞きしたいのと、それから、どれだけの助成を今後見込んでしていくのか、赤字になってくるだろうということを見込んで。そこのところをちょっと聞いておきたいと思えます。

民間の場合は、社会福祉協議会も一応市とは別個なんですけども、ほかにNPOその他で事業をやって、そして県下でも社協が専門的な分野とういか、社会福祉協議会がやっている、そういう専門的な事業を展開しているところについては黒になっているところもあるんですわ。やっぱり、そういうデイサービスセンターの専門的な法人はたくさんあると思うんですけども、やっぱりあれだけ立派な施設なので、そういうことも十分考えて検討した結果出てきたのかどうかというのを、その3点をちょっとお聞きしておきたい。

○議長（上田順康君）この際、32番 井上君の質疑に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時5分 休憩）

（午後1時1分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

32番 井上君の質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）公の施設の指定管理者の指定についてですけれども、これは旧高野口社協が運営しておりました高野口デイサービスセンターを、8月1日で橋本市社会福祉協議会と高野口社会福祉協議会が合併しまして新社会福祉協議会になり、引き続きというよりも高野口デイサービスセンターの機能はそのまま残し、新社会福祉協議会に委託し、運営するものであります。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号に

ついては、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第62 議案第17号 市道の認定について

○議長（上田順康君）日程第62 議案第17号 市道の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第63 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田順康君）日程第63 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の

推薦について を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第64 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(上田順康君)日程第64 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決

しました。

日程第65 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(上田順康君)日程第65 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。